

日本科学者会議

福井支部ニュース

第4号 2003年9月11日発行

- * * 日本科学者会議福井支部
- * * 〒910-8507 福井市文京3-9-1
- * * 福井大学工学部 小倉久和研究室 気付 Tel&Fax 0776-27-8582
- * * ogura@i.his.fukui-u.ac.jp
- * * 郵便振込口座番号 00710-9-17967 日本科学者会議福井支部
- * * ホームページ <http://www.jsa.gr.jp/fukui/> (本部のページ <http://www.jsa.gr.jp/> からたどれます)

今号の内容

- 福井の科学者 92号の計画 (山川 修)
- 会員の声「法人化後の大学評価はどうなるのか？」(Y生)
- 大学からの通信「大学法人法の付帯決議全文」
- 女性研究者・技術者全国シンポジウムの報告 (本部事務局から)
- 寄稿「UAEあれこれ その2 - 旅行 - 」(永井 二郎)

2003年度後期の会費納入を早急にお願い
します。

過去の未納会費のある方は、分納でも結構
ですので、至急納入をお願いします。

「福井の科学者」92号の編集計画

山川修 (編集長)

支部機関誌「福井の科学者」92号の編集計画です。92号は「自然エネルギーと環境問題」特集です。

巻頭言	松尾 斗五郎
自然エネルギーと環境問題	
福井における市民共同発電所の活動について	林 正 憲
石川県での再生可能なエネルギー導入の現状と課題	児 玉 一 八
自然エネルギー利用のあり方を考える	森 茂
熱サイホン式雪発電	対 馬 勝 年
自然熱による融雪 - 周辺技術の融合と新分野への展開 -	宮 本 重 信
投稿論文	
夜叉ヶ池とその周辺部の生物多様性	
- 昆虫相を生物地理学・保全生物学的視点から見る	佐々治 寛 之
編集後記	

支部ニュースへの寄稿・投稿を募集しています。意見・見解の表明、経験報告、事例紹介、行事案内、会員への案内、その他、会員の間の交流の場とするため、積極的な寄稿・投稿をお願いします。支部事務局まで、メールでお送り下さい。

国立大学法人化が半年後に迫ってきた。統合後の福井大学についても、今年（2003年）5月に「中期目標・中期計画」の未定稿が福井大学ホームページの事務電子掲示板で示された。現在（9月）までメールで意見を問う形をとってきた（少なくとも工学部では）。8月に学長による全学説明会が開かれたものの、委員会等の組織で人が集まって議論をすることはなされていない。「中期目標・中期計画」の具体的な対応策がさっぱり見えないまま、今はその最終仕上げの段階に入っている。喧伝されているところによれば、大学法人化の特徴は、自主自律が可能になり、規制緩和が進められることにあるそうであるが、「法人化」の生まれは、リストラを基本とする政策的なものであり、決して内発的な民主運動の成果ではない。日常業務に追いまわられている教職員の多くは、「中期目標・中期計画」の内容と裏付け根拠を知らないまま、一方的な政策に流されているのではなからうか？

しかしながら、やはり「法人化」については疑問続出である。ここでは、中期目標・中期計画の評価問題を取り上げてみよう。89国立大学法人の評価を国民が納得できるようにやろうとすれば、必要とされる評価委員の人数は半端ではない筈だ。大学評価委員会には一体何人常勤の委員がいるのだろうか？大半が非常勤の評価委員だとしたら、無責任な体制になるのがオチだろう。大学現場にフィードバックされる評価結果は次のステップアップに繋がらない曖昧なものになるだろうと予想される。

評価の基準はどうなっているのか？明らかにしてもらいたい。この2年間のCOE21の採択結果から考えると、旧帝大系が一方的に勝ち、地方大学が負け組みに追いやられる傾向は強い。この傾向が何年も続くと、地方大学の独自性や特色を活かした実績を上げることすら、できなくなっていくだろう。地方大学から世界水準の研究成果を出すことも、優秀な人材（教育者・技術者・研究者等）を出すこともできなくなるのではないか？今までは、地方大学に元気があり、優秀な人材を輩出し地域の文化や産業の発展に寄与してきたことは確かである。

大学の構成員の多くは、法人化にどう備えていいのかわからないように思われる。人によっては、まさか自分が個人評価やリストラの対象にされることはないだろうと思いつつ、あるかもしれない「個人評価」に耐えられるように黙々と業績（論文数）かせぎに走り自己防衛に努めるだろう。大学内の各種委員になることを避ける人が増える恐れがある。そうすると、大学の「自主自律」は「自治」とともに完全に消失し、大学は停滞・沈下に陥ってしまう。運営に関わり発言し実践していくことは、民主的な大学運営の基本であることは、誰でも十分承知しているにもかかわらず、まずい方向に向かってしまうだろう。

一方、評価システムが重要問題であると認識している健全な国民は確かに増えていると思われる。「法人化」が避けられない今、よほどしっかりした評価システムを作らないと、大学が崩壊し、ひいては、社会全体がだめになってしまう。大学人は評価問題を学内に閉じることなく広く国民に知らせ議論してもらうように努めなければならない。国公私立大学通信のT氏の情報活動や「法人化反対新聞広告」の効果がいかに大きかったか、また、いかに大きいかを見逃してはならない。皆さんはT氏から勇気を得ませんでしたか？

女性研究者・技術者 全国シンポジウムの報告

シンポジウム事務局 中村寿子

このたびは、第11回女性研究者・技術者全国シンポジウムへの御協力、御援助を賜り本当にありがとうございました。おかげさまで、約160名もの多数の方々のご参加をいただき、大成功をおさめることが出来ました。ひとえに、実行委員会に参加していただいた皆様、ご支援を賜った諸団体の皆様のおかげと心から感謝しております。また、事務局の不手際が多々あり、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。もう、シンポジウムは終了しましたが、お気づきの点をどうぞ指摘下さいようお願い致します。今後のとりくみについての教訓にさせていただきます。本実行委員会では、テープ起こし、自己紹介文や感想文の集計などの作業をおこない、報告集を発行いたします。完成しましたらご報告いたしますので、しばらくお待ち下さい。

研究者・技術者の方々には、ポストシンポを含めて、2日間の議論に全国から参加していただきました。第1回シンポジウムを立ち上げられた先生方から若い院生達まで、年齢や階層も様々の方々が参加され、研究・家庭・社会等、様々な問題について世代を超えて活発な議論が展開されました。特に、初めて参加された方が多数おられたこと、若い方々から「確信をもった。」「勇気が出た」という感想を伺ったことを、本当に頼もしく、うれしく思います。

一方、日本科学者会議大阪支部では、創立以来一貫して、女性・環境・健康・教育などの問題にとりくんでおられる団体、グループと連携・共同して、調査活動、学習会、子供達向けの実験イベントなど、その時々課題にとりくんできました。今回、これら過去の実績をふまえて、市民とともに環境問題を考えることを一つのテーマにいたしました。シンポジウム参加者も半数以上市民・団体の方々であり、期待の大きさを感じております。このシンポジウムをご縁に、あたたかい交流、ネットワークが生まれますことを確信いたしまして、とり急ぎ、事務局からのお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

付帯決議が23個も付いた異常な法人化法でしたが、付帯決議に重要な問題が指摘されていますので、ここに掲載します。

国立大学法人法案、独立行政法人国立高等専門学校機構法案、独立行政法人大学評価・学位授与機構法案、独立行政法人国立大学財務・経営センター法案、独立行政法人メディア教育開発センター法案及び国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、国立大学等の法人化が、我が国の高等教育の在り方に与える影響の大きさにかんがみ、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的な運営を確保すること。

二、国立大学法人の運営に当たっては、学長、役員会、経営協議会、教育研究評議会等がそれぞれの役割・機能を十分に果たすとともに、全学的な検討事項については、各組織での議論を踏まえた合意形成に努めること。また、教授会の役割の重要性に十分配慮すること。

三、役員等については、大学の教育研究や運営に高い識見を有し、当該大学の発展に貢献し得る者を選任するとともに、選任理由等を公表すること。また、政府や他法人からの役員の選任については、その必要性を十分に勘案し、大学の自主性・自律性を阻害すると批判されることのないよう、節度を持って対応すること。監事の任命に当たっては、大学の意向を反映するように配慮すること。

四、学長選考会議の構成については、公正性・透明性を確保し、特に現学長が委員になることについては、制度の趣旨に照らし、厳格に運用すること。

五、中期目標の実際上の作成主体が法人であることにかんがみ、文部科学大臣は、個々の教員の教育研究活動には言及しないこと。文部科学大臣が中期目標・中期計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること。

六、法人に求める中期目標・中期計画に係る参考資料等については、極力、簡素化を図ること。また、評価に係る業務が教職員の過度の負担とならないよう、特段の措置を講ずること。

七、国立大学の評価に当たっては、基礎的な学問分野の継承発展や国立大学が地域の教育、文化、産業等の基盤を支えている役割にも十分配慮すること。また、評価結果が確定する前の大学からの意見申立ての機会の付与について法令上明記し、評価の信頼性の向上に努めること。

八、国立大学法人法による評価制度及び評価結果と資源配分の関係については、同法第三条の趣旨を踏まえ慎重な運用に努めるとともに、継続的に見直しを行うこと。

九、国立大学法人評価委員会の委員は大学の教育研究や運営について高い識見を有する者から選任すること。評価委員会の委員の氏名や経歴の外、会議の議事録を公表するとともに、会議を公開するなどにより公正性・透明性を確保すること。

十、独立行政法人通則法を準用するに当たっては、総務省、財務省、文部科学省及び国立大学法人の関係において、大学の教育研究機関としての本質が損なわれることのないよう、国立大学法人と独立行政法人の違いに十分留意すること。

十一、独立行政法人通則法第三十五条の準用による政策評価・独立行政法人評価委員会からの国立大学法人等の主要な事務・事業の改廃勧告については、国立大学法人法第三条の趣旨を十分に踏まえ、各大学の大学本体や学部等の具体的な組織の改廃、個々

の教育研究活動については言及しないこと、また、必要な資料の提出等の依頼は、直接大学に対して行わず、文部科学大臣に対して行うこと。

十二、運営費交付金等の算定に当たっては、算定基準及び算定根拠を明確にした上で公表し、公正性・透明性を確保するとともに、各法人の規模等その特性を考慮した適切な算定方法となるよう工夫すること。また、法人化前の公費投入額を踏まえ、従来以上に各国立大学における教育研究が確実に実施されるに必要な所要額を確保するよう努めること。十三、学生納付金については、経済状況によって学生の進学機会を奪うこととならないよう、将来にわたって適正な金額、水準を維持するとともに、授業料等減免制度の充実、独自の奨学金の創設等、法人による学生支援の取組についても積極的に推奨、支援すること。

十四、国立大学附置研究所については、大学の基本的組織の一つであり、学術研究の中核的拠点としての役割を果たしていることにかんがみ、短期的な評価を厳に戒めるとともに、財政支出の充実に努めること。全国共同利用の附置研究所についてもその特性を生かすこと。また、各研究組織の設置・改廃や全国共同利用化を検討するに当たっては、各分野の特性や研究手法の違いを十分尊重し、慎重に対応すること。

十五、法人化に伴う労働関係法規等への対応については、法人の成立時に違法状態を生ずることのないよう、財政面その他必要な措置を講ずること。また、法人への移行後、新たに必要とされる雇用保険等の経費については、運営費交付金等により確実に措置すること。

十六、国立大学法人への移行について、文部科学省は、進捗状況、課題などを明らかにし、当委員会に報告を行うこと。

十七、学校教育法に規定する認証評価制度の発展を通じ、国立大学等が多様な評価機関の評価を受けられる環境を整備し、ひいては我が国における大学評価全体の信頼性の向上を図るため、認証評価が円滑に行われるよう必要な資金の確保、その他必要な援助に努めること。

十八、国立高等専門学校については、各学校の自主性・自律性を尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化が一層進むよう配慮すること。

十九、国は、高等教育の果たす役割の重要性にかんがみ、国公立全体を通じた高等教育に対する財政支出の充実に努めること。また、高等教育及び学術研究の水準の向上と自立的な発展を図る立場から、地方の大学の整備・充実に努めること。

二十、職員の身分が非公務員とされることによる勤務条件等の整備については、教育研究の特性に配慮し、適切に行われるよう努めること。また、大学の教員等の任期に関する法律の運用に当たっては、選択的限定的任期制という法の趣旨を踏まえ、教育研究の進展に資するよう配慮するとともに、教員等の身分保障に十分留意すること。

二十一、法人への移行に際しては、「良好な労働関係」という観点から、関係職員団体等と十分協議が行われるよう配慮すること。

二十二、公立の義務教育諸学校の教職員の処遇については、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法を今後とも堅持し、国家公務員に準拠する規定が外されることにより同法の趣旨が損なわれることがないよう、十分配慮すること。

二十三、高等教育のグランドデザインの検討に当たっては、生涯学習社会の形成の観点から、専門学校を含む高等教育全体について、関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、広範な国民的論議を踏まえ行うこと。

国立大学が法人化され、国立大学は国立大学法人が設置することになった。福井大学は、国立大学法人福井大学が設置する。大学法人では、教授をはじめとする教育・研究スタッフの「評価」を厳しくして、待遇に反映させ、競争原理を導入する、ということが、公言されている。これは個人の評価である。ところで、国立大学法人は5つの国の組織から廃止を含めた評価を受けることになるらしい。ムダな公共事業の数十分の一にも満たない高等教育機関への「投資」を「効率化」しようとしているのである。まず、すべての大学を評価の対象とする大学評価学位授与機構（独立行政法人）、国立大学法人を対象に評価する文科省の国立大学法人評価委員会、すべての独立行政法人を対象として評価する総務省の政策評価独立行政法人評価委員会、これだけでもすごい、さらに、内閣府の行政改革推進本部が行革の立場から評価し、内閣府のもう一つの組織、総合科学技術会議が総合科学技術政策との関係で評価する、ということである。恐らく財務省も独自の評価をするはずであるし、民間の組織もいくつか評価をする構えである。実に重装備の評価体制が一気に実現する。そのような評価をする人材をどう養成するかということを検討することなしに組織をつくるから、これまでと同様な視点からの評価になるだろう。評価したい人は一杯いるのだから人材には困らないということである。評価の最重点項目は、外部資金の獲得と国際的に通用する研究、である。大学教育は、恐らく1つの課題になるだけであろう。現に、鳴り物入りで文科省がだした21世紀COEは大いに喧伝されたが、あわてて出した教育COEの位置付けはどう見ても軽い。そして、評価結果によって大学の死命が決定される可能性がある。現在の大学が多くの問題を抱えているのは事実であるから、そこを重点的に攻撃すれば、廃止を含む抜本的再編の答申をするのは簡単である。現に、横浜市大や都立4大学の再編答申は顕著な例であろう。ところで、その政策の評価や評価機関自身の評価、さらにその評価そのものの評価は誰がするのだろうか。それは明確ではないし、たぶん、ない。これまでも政府の鳴り物入りで始まった全国の破綻したりリゾート開発の責任は誰もとっていないし、福井臨港が100億円の釣堀と化した経緯は明確ではない。失政の責任は首長や議員を辞めるだけなのだ。このような感覚で、教育や研究を投資対象とし、効率化を進めようとしているように見える。大学の教育は、研究は、投資対象として本当に機能するのだろうか。

ところで、これらの評価機構による評価そのものの評価、評価機構自身の評価、さらにはこの国立大学法人法自身の評価は、誰が、いつ、どこで、どのようにして、するのだろうか？ (2003/9/1 06)

もちろんUAE国民の方はイスラム教徒ですし、多くの出稼ぎの人達もほとんどがイスラム教徒です。ちなみに、UAE人口のうち7割程度が出稼ぎの人達で、主な出身地はバングラディッシュ、インド、パキスタン他、東南アジア諸国です。私は太陽熱淡水化実験をするために数年前にUAEを訪問した時に、初めてイスラム教の方々（あるいはイスラム文化圏の人達）と接しました。まだ経験の浅い私ですので、イスラム教やイスラム文化に対して間違った理解をしている点もあるかと思いますが、感じたままを記します。

まず、私が接した人達は、例外なく大変に親切でありフレンドリーです。彼らとの会話は英語で行いますが、笑顔にあふれていて、常に平常心でいる（リラックスしている）ように感じます。これは、偉い人から出稼ぎの貧しい人まで全ての人から受ける共通した印象です。また、私達の実験を現地で強力にサポートしてくれているM氏は、UAE政治・経済の世界で大変に偉い方なのですが、私や学生さん達に対して、信じられないくらい親切で気を配ってくれます（このM氏については、別の回に詳細に紹介したいと思います）。このような親切心やフレンドシップが一体どこからくるのかについて考えてみたのですが、一つにはUAEの豊かさもその理由でしょうが、やはり基本（根っこ）にイスラム教徒としての自信・落ち着きがあるように感じます。つまり、（これはイスラム教に限らず、他の宗教も同じかもしれませんが）心底から信じられる絶対的な存在を確信している、ということです。私には、そのような“絶対的な存在”はありません。強いて言えば、信じているのは“この宇宙を動かす原理（メカニズム）=科学の世界”でしょうか・・・。普段は無宗教であることに何の不便も感じませんが、UAEを訪れたときには、微妙な意味での“引け目”を私は感じてしまいます。念のため申し添えますが、UAEの方々、私にイスラム教あるいはイスラムの習慣を強制することはありません。

他に宗教・文化に関係して感じることは、もちろん食文化の違いもありますが、治安の良さを痛感します。私の印象では、少なくとも夜の東京都心と比べればUAEの方がはるかに安全です。私がある日、ドバイのおみやげ屋さんでおみやげのボールペンを買おうとすると、店主がどこかへ行ってしまいました。約5分後に戻ってきたので、「もし、私がお金を払わずにこのボールペンを持っていったら、どうするの?」と軽く冗談のつもりで聞いてみると、店主は「その時はあなたの右手首が切断されるだけだ」と真剣な顔で教えてくれました。大変厳しい戒律（法律?）があるおかげでUAEの治安が維持されていることを知りました。(N.N)